

## 包括外部監査の結果に対する改善措置

### 監査対象：群馬県衛生環境研究所

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>1 試験検査器具類洗浄業務委託について</p> <p>試験検査器具類洗浄業務委託は業務委託契約の形態ではあるが、契約先・業務内容・対価などを総合検討すると、臨時職員賃金として取り扱うべきものと認められる。</p>	<p>平成18年度から委託料ではなく、賃金で臨時職員雇用に改善した。</p>
<p>2 契約書の作成洩れ又は発注請書の入手洩れについて</p> <p>(1) 随意契約中に契約額100万円以上にもかかわらず、契約書・請書とも入手していない事例があった。                      (2) 変更増加額が150万円以上となるにもかかわらず、請書で済ませて変更契約書が作成されていない事例があった。</p>	<p>平成17年度以降は、県財務規則第191条の規定に基づき、契約額に応じ請書を徴取するか、又は、契約書を作成し、的確な事務処理を行うよう徹底した。</p>
<p>3 指名競争入札不調による随意契約移行時の業者選定について</p> <p>競争入札不調により随意契約とする場合に最低価格での応札業者1者のみから見積書を徴している事例が散見された。</p>	<p>平成17年度からは、指名競争入札が不調なものについては、県財務規則第190条の規定に基づき、3者以上の業者から見積書を徴して執行した。</p>
<p>4 備品の現品確認について</p> <p>備品の現品確認は県財務規則第231条でも規定されており、規定に従い実施すべきである。</p>	<p>平成18年度以降は、県財務規則第231条の規定に基づき、毎年度8月迄に現品確認調査を実施するよう徹底した。</p>
<p>5 必要がなくなった物品について</p> <p>必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。</p>	<p>備品の現品確認結果を踏まえ、有効活用が図れないものについては、平成18年10月に不用の決議を行った。</p>

意見	改善措置
<p>1 指名競争入札における指名人の固定化について</p> <p>毎年度指名競争入札に付される庁舎清掃、空調設備保守点検などでは指名人が固定されているとともに、落札業者も固定されている。</p>	<p>平成18年度は、一部指名人の入れ替えを行って執行した。今後とも幅広く指名して競争入札が効果的に行われるよう努める。</p>
<p>2 検査機器等購入審査委員会等の活用不足について</p> <p>機種選定に関する検査機器等購入審査委員会は平成12年2月から、また、指名業者選定委員会は平成15年2月から導入されたが、設置要領どおりには運営されていない。</p>	<p>平成18年1月からは、検査機器等購入審査委員会及び指名業者選定委員会設置要領に基づき、委員会を開催・運営するとともに、業者の選定結果を含めて議事録を作成した。</p>
<p>3 空調設備保守点検業務委託における大幅な変更増額について</p> <p>指名競争入札による落札金額に対して増加金額が50%以上の変更契約があった。</p>	<p>平成18年1月からは、業務委託前に契約の前提条件をよく精査して大幅な変更が生じないように留意するとともに、変更が生じる場合は、必要性等検討したうえで県財務規則第184条の規定に基づき対応する。</p>
<p>4 売買契約書における目的物品の記載について</p> <p>入札時の仕様書上、機種選定されていないにもかかわらず、契約書上もそのまま「仕様書のとおりに」とされている事例が散見された。</p>	<p>平成17年10月以降は、契約書上の仕様書に機種名を明記するよう徹底した。</p>
<p>5 随意契約における見積書徴求業者の選定について</p> <p>随意契約による消耗品の購入について、見積書の徴求業者が偏っている傾向がある。</p>	<p>平成18年度からは一部見積業者の入れ替えや業者を増やす等、幅広く競争原理が機能するよう努めた。</p>
<p>6 機器利用状況の把握について</p> <p>機器類の利用頻度を高めるために稼働実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を取る必要がある。</p>	<p>平成18年度から、稼働データ把握が必要な機器については、機器使用簿を作成して、利用状況を的確に把握管理した。</p> <p>使用頻度が低いものについては、他の試験場との有効活用を図るとともに、今後の利用状況、必要性を検討して活用が見込めないものは、廃棄処分する。</p>
<p>7 他機関からの預かり資産について</p> <p>他機関からの預かり資産については、明確な峻別管理が必要である。</p>	<p>平成18年度から、物品を預かる際には「物品預り証」を発行して適切に管理するよう徹底した。</p>

意見	改善措置
<p>8 火災共済付保状況について</p> <p>火災共済保険については、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかと思われる。</p>	<p>平成19年度から保険加入する予定である。</p>
<p>9 薬品等の管理状況について</p> <p>毒物・劇物に指定されている多くの薬品を業務上取り扱っていることから、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。</p>	<p>毒物・劇物については、平成18年7月から他の薬品とは区別して保管設備に保管し、また管理簿を作成して定期的に現品確認を行った。</p>
<p>10 受託研究における受託料の積算について</p> <p>受託研究の取扱いは「群馬県衛生環境研究所受託研究実施要綱」(平成15年4月1日施行)により規定されているが、受託料の積算に関する規定がない。</p>	<p>平成18年度中に受託料の積算に関する規定を整備する。</p>
<p>11 中長期計画について</p> <p>現時点では、中長期計画は策定されていない。衛生環境研究所の設置目的を達成するためにはある程度中長期的な基本方針や基本戦略が不可欠である。</p>	<p>平成18年度中に中期計画の性格を有する「業務運営・調査研究指針(仮称)」を作成する。</p>
<p>12 外部資金の導入について</p> <p>県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。</p>	<p>代表的な競争的資金である文部科学省の「科学研究費補助金」については、平成16年8月に申請機関として地方衛生研究所では5番目に大臣指定を受け、積極的に応募し獲得に努めている。</p> <p>平成18年度は2件(応募10件中)採用されており、受託研究費を含め、今後とも外部資金獲得に向けて積極的に取り組む。</p>
<p>13 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について</p> <p>評議会(試験研究機関運営の諮問会)を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。</p>	<p>学識経験者、県民、行政関係者による「研究評価委員会」を設置開催し、所員の研究に対する評価・検討を行って、限られた予算の重点的・効率的執行を図り、結果については所内外に公表している。</p> <p>今後、より効果的な運営を図るため、運営管理等の評価についても幅広く検討する。</p> <p>平成17年度から議事録を作成・保存した。</p>

意見	改善措置
<p>14 人事面の施策について</p> <p>研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。</p>	<p>任期付研究員制度の活用を含め、効率、効果的な施策、研究活動に繋がるような人員配置に努める。</p>
<p>15 研究職員の育成について</p> <p>研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。</p>	<p>県職員の大学院派遣制度を活用した大学院への職員の派遣の他、学術研究の充実・向上を図るため、「研究指導員設置要綱」を定めて、大学の教授等による当研究所員に対する指導を実施するなど積極的に研究職員の資質向上を図る。</p>
<p>16 試験研究における計画策定及び進捗管理について</p> <p>研究の進捗管理がグループ内においては、コミュニケーションレベル中心で行われているケースが多く、文書化が進んでいない。</p>	<p>平成18年度からグループリーダーを中心に、会議を開催して、進捗状況等を把握し、会議概要を記録した。</p>
<p>17 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について</p> <p>試験研究にかかった作業工数の把握がされていないので、計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。</p>	<p>作業工数の把握及び分析の仕組みの導入について検討する。</p>
<p>18 行政コスト計算書の活用について</p>	<p>別掲（「各試験研究機関共通項目」参照）</p>
<p>19 研究課題別原価計算について</p> <p>研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。</p>	<p>研究課題ごとのコスト把握及び評価の仕組みの導入について検討する。</p>
<p>20 県立8試験研究機関の連携強化について</p>	<p>別掲（「各試験研究機関共通項目」参照）</p>
<p>21 衛生環境研究所の今後のあり方について</p> <p>研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で衛生環境研究所の今後の運営は 効率性の追求、行政としての公正性、公平性の確保及び 他の研究機関との連携強化が求められると思われる。</p>	<p>運営管理に対する評価も含めた組織の検討や外部資金の積極的な獲得、研究員の資質向上策、幅広い人材登用等を図り、より効率・効果的な運営に努める。より一層公正性、公平性が図られるよう留意して試験研究に取り組む。県立8試験研究機関の連絡会等を通じて、より情報の共有化を図り、連携を密にして研究の活性化、業績向上に取り組む。</p>

**監査対象：群馬県林業試験場**

<b>監査結果&lt;指摘事項&gt;</b>	<b>改善措置</b>
1 管理換の手続きについて 管理物品の異動があった場合は、管理換手続きを早急に行う必要がある。	平成15年度の組織改正に伴い異動した林業普及部門及び森林学習センターの管理物品については、平成17年9月30日付けでそれぞれ管理換を行った。
2 備品貸し出し手続きについて 備品の貸出期間の延長があった場合には必要な手続きを遅滞なく行う必要がある。	林業普及部門管理扱いの貸出備品、ハーベスタGP-35Fについては、手続きを行い平成17年9月14日付けで返却を受けた。
3 試験手数料収入について 試験手数料収入のうち、規則等の定めによるべきものが、定めなしで行われていた。	平成18年6月6日付けで群馬県林業試験場手数料条例施行規則の一部改正を行い、群馬県林業試験場手数料条例別表(第2条関係)に規定する「知事が別に定める額」について、規定を定めた。

意見	改善措置
<p>1 指名競争入札における指名人の選定手続きについて</p> <p>指名競争入札における指名人選定の理由を記述した書面が作成されていない。</p> <p>また、指名人数が最低の3人である事例が見受けられるが、競争の利益を確保するためには、指名人の数はなるべく多いことが望まれる。</p>	<p>林業試験場所管工事指名業者等審査委員会及び運営要領を平成18年3月24日付けで一部改正し、工事等発注概要書の随意契約理由記載欄に地方自治法施行令の随意契約該当条項を併記するとともに、指名業者調書に指名人選定理由欄を設け、平成18年度から施行した。</p> <p>また、指名人数についてはなるべく多く指名する。</p>
<p>2 随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について</p> <p>随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例が見受けられた。</p>	<p>1者による随意契約は例外的であることに留意し、平成18年度から回議用紙による決議書類にも県財務規則に規定された根拠条項を明記するとともに、当該条項に適合した理由を明確に記載する。</p>
<p>3 備品の機種選定理由に競合機種の価格情報が記載されていない事例について</p> <p>備品購入時の機種選定に際して、競合機種の価格について検討した形跡が認められない事例があった。価格についても十分考慮のうえ機種を選定すべきである。</p>	<p>試験研究機器の購入に際しての機種選定理由には、平成18年度から競合機種の仕様のほか価格情報も記載した。</p>
<p>4 契約書の管理が不十分である事例について</p> <p>重要書類である契約書の管理が不十分な事例がある。常に契約書類を整理し、綴りおくことが必要である。</p>	<p>平成18年度から契約書類を整理し、契約書（請書）を所定の位置に綴り置き、規定に則った書類の整備を徹底した。</p>
<p>5 随意契約における見積業者の固定化等について</p> <p>随意契約における見積業者が固定化している事例があり、見直しが必要である。</p>	<p>平成18年度から継続事業の契約に当たっては、前年度の契約状況を確認し、見積業者の固定化がないようにした。</p>
<p>6 見積業者の選定が不合理と思われる事例について</p> <p>随意契約において、より多くの者から見積りを徴すことが望ましいのであるが、県財務規則が規定する最低の3者でよしとしているのではないかと思われる事例がある。</p>	<p>見積合せに当たっては3者に拘泥せず、なるべく多くの見積合せを行い経済合理性を追求する。</p>

意見	改善措置
<p>7 備品の購入について</p> <p>備品の購入または設備投資の意思決定については、今後の使用見込み及び性能等を検討して、慎重に行うべきであり、それらの検討過程を書面で作成・保管すべきである。</p>	<p>備品の購入等設備投資に当たっては、県試験研究機関における所有の有無、共用可能性の検討を行い、購入に至る場合には、検討過程を購入契約書類に添付・保管する。</p>
<p>8 備品の現品確認のチェック業務について</p> <p>管理部門（総務グループ）は、実地たな卸を使用者に一任するのではなく、再確認を行うことが望ましい。</p> <p>また、たな卸時には、現品の有無だけでなく、その整備・保管状況も併せてチェックすることが必要である。</p>	<p>平成18年度から備品の現品確認は、確認日程等の計画を定め、物品管理職員と使用者が協力して行った。引き続き整備及び保管の必要性を調査し、適切な管理を行う。</p>
<p>9 必要がなくなった物品について</p> <p>必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性を検討した上で不用の決議を行う必要がある。</p>	<p>現在使用していない物品については、物品ごとに短・中期の使用可能性を検討し、検討結果に応じて管理換や不用決議・廃棄処分を行う。</p>
<p>10 機器利用状況の把握について</p> <p>機器類の利用頻度を高めるために稼働実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否かが決定し、しかるべき手続を採る必要がある。</p>	<p>機器類の投資効果や有効利用の検証を行うとともに、機器更新の基礎データとするため、平成18年8月から重要物品については利用記録票等を備えた。</p> <p>また、使用頻度の低い機器については、利用見通しを精査したうえで有効活用、廃棄の検討を行う。</p>
<p>11 遊休不稼働建物等について</p> <p>建設当初の目的に合った使われ方をしていない古い建物・施設については、取り壊しも含めて、今後の管理のあり方について早急に検討すべきである。</p>	<p>建設当初と異なる使用をしている建物等については、現状に沿った財産名称及び用途に変更する。また、使用していない部分については、取り壊しを含めた検討を行う。</p>
<p>12 薬品等の管理状況について</p> <p>毒物・劇物や農薬取締法に指定されている多くの薬品を業務上取り扱っていることから、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。</p>	<p>平成18年2月に薬品等の現品確認を行ったうえ、3月17日付けで群馬県林業試験場農薬等管理規程を制定した。また、農薬等管理委員会の設置、農薬等管理責任者及び農薬等使用責任者の選任など管理体制の整備のほか、農薬等管理台帳を記帳し、常時保管数量を明らかにするとともに農薬等保管状況調査票により年1回以上の調査を行い適正管理に努める。</p>

意 見	改善措置
<p>13 郵便切手・ハガキの管理について</p> <p>郵便切手・ハガキの保有量は過剰であり、管理上も問題がある。</p>	<p>郵便切手等については、見込まれる使用に必要な最低限の保有数となるよう、平成17年度の購入を控えた。</p> <p>また、購入に当たっては、過剰保有とならないよう必要に応じて購入する。</p>
<p>14 寒冷地手当の算定方法について</p> <p>寒冷地手当は基準日に寒冷地に勤務する職員に支給されているが、扶養親族の数によって金額を決定するのは不合理であると思われるので見直されたい。</p>	<p>寒冷地手当については、現在、人事委員会において、本県の実情等を踏まながら支給額等の検討を行っている。扶養親族の人数により支給額が異なる点についても人事委員会で併せて検討を行っており、その検討結果を待つて対応する。</p>
<p>15 受託研究における受託料の積算について</p> <p>受託研究の場合、研究に掛かる費用を規定に従って積算して受託料を個別に設定することとされているが、積算が規定に従って行われているとは言い難い事例があった。</p>	<p>平成17年度下期の受託契約から林業試験場受託研究実施要綱の規定に従って積算した。</p>
<p>16 受託研究における受託料の算定方法の見直しについて</p> <p>受託料に含まれる人件費は給与をベースに計算しているが、人件費には給与以外の費用もある。利用者への適正な負担はどうあるべきか、常に見直しをしていくことが望まれる。</p>	<p>平成17年度下期の受託契約から人件費については給料に共済費を加えて算定した。</p> <p>さらに、利用者の負担のあり方については、利用実態を検証し常に見直しを行う。</p>
<p>17 外部評価委員による外部評価について</p> <p>研究の外部評価については「群馬県林業試験場試験研究推進審議会開催要領」（平成16年2月施行）に規定されているが、事後評価が盛り込まれていない。</p>	<p>群馬県林業試験場試験研究推進審議会開催要領を平成18年3月1日付けで一部改正し、事後評価の実施を規定した。</p>
<p>18 林業試験場試験研究推進審議会について</p> <p>研究課題の外部評価の場として林業試験場試験研究推進審議会が設けられているが、年1回の開催で所要時間は3時間程度であり評価の時期及び方法について再検討すべきである。</p>	<p>平成17年度から、審議する試験研究課題資料の事前送付、審議時間の延長及び試験研究課題評価表の事後提出など、審議会において集中質疑が行えるよう開催方法を改善した。</p>



意見	改善措置
<p>19 中長期計画について</p> <p>現時点では、中長期計画は策定されていない。林業試験場の設置目的を達成するためにはある程度中長期的な基本方針や基本戦略が不可欠である。</p>	<p>現在、「森林・林業・木材産業分野の研究技術開発戦略」を国で策定中であるため、これに連動した中長期計画を早期に策定する。</p>
<p>20 外部資金の導入について</p> <p>県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。</p>	<p>群馬県林業試験場受託研究実施要綱を平成15年12月22日付けで策定し、幅広い外部資金の導入に取り組んでいる。今後も産学官の連携や競争的資金等の外部資金を活用した試験研究に積極的に取り組む。</p>
<p>21 評議会（試験研究機関運営の諮問会）の必要性について</p> <p>評議会（試験研究機関運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。</p>	<p>群馬県林業試験場運営及び研究開発推進会議に、有識者、民間出身者の出席を加え、県民意見等幅広い視点から効率的な運営に努める。</p>
<p>22 人事面の施策について</p> <p>研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。</p>	<p>森林・林業を対象とした試験研究は長期間を要することが特性となっているため、試験研究期間を考慮した人事配置に努めている。また、着実な研究成果の追求、組織の活性化を図るため、研究員公募等についても検討する。</p>
<p>23 研究職員の育成について</p> <p>研究職員の資質向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。</p>	<p>研究成果は研究職員の資質によるところが大きいいため、独立行政法人森林総合研究所の研修制度の活用や日本森林学会など各種学会への参加等により資質向上に努める。</p>
<p>24 業務の効率化の追求について</p> <p>人件費の抑制にかかる施策として、嘱託・臨時職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。</p>	<p>厳しい財政状況の折、嘱託・臨時職員の活用やアウトソーシング化の検討等、業務の見直しを行い、業務の効率化に努める。</p>
<p>25 試験研究における計画策定及び進捗管理について</p> <p>研究計画や進捗管理は、場内検討会が行われているものの文書化されていない。</p>	<p>平成18年度から、試験研究の目的、内容、進め方、スケジュール及び予算を記載した研究計画を策定するとともにスケジュールに合わせて進捗状況を記録する試験研究の文書管理を行う。</p>

意見	改善措置
<p>26 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について</p> <p>試験研究にかかった作業工数の把握がされていないので、計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。</p>	<p>依頼試験や受託研究については、依頼者の負担により行われていることを十分認識し、手数料又は受託料の妥当性を検証するため、算出基礎となる作業工数実績の集計方法を検討し、把握する。</p>
<p>27 野鳥病院について</p> <p>野鳥病院については、群馬県行政組織規則に規定されている目的達成のため、事業の拡充、充実を図ることが望まれる。</p>	<p>森林と野生鳥獣の共生を視野に、調査研究を含め野鳥病院の活用を進める。また、平成18年度から野鳥保護の啓発のためホームページを充実するなど県民への周知を積極的に行う。</p>
<p>28 関係諸団体との交流の必要性について</p> <p>県立の試験研究機関である林業試験場は、研究ニーズの把握、テーマ設定の方法の検証等のため、関係諸団体との密接な交流により、情報収集することが望まれる。</p>	<p>平成18年度から試験研究や運営の課題を協議する群馬県林業試験場運営及び研究開発推進会議で関係団体等の意見を直接聴取した。また、今後も日常業務を通じた生産者等への技術指導・相談などの機会を通じて積極的な情報収集に努める。</p>
<p>29 行政コスト計算書の活用について</p>	<p>別掲（「各試験研究機関共通項目」参照）</p>
<p>30 研究課題別原価計算について</p> <p>研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。</p>	<p>研究課題ごとの成果の評価資料とするとともに、今後取り組む研究課題の効率的実施のため、研究期間満了時に研究課題別の決算書を作成する。</p>
<p>31 研究成果の普及について</p> <p>研究成果の迅速な普及は、今後ますます取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。</p>	<p>研究成果は、平成18年度から研究報告書、業務報告書及び林業試験場だよりの発行のほかホームページの活用により迅速な普及に努める。</p>
<p>32 県立8試験研究機関の連携強化について</p>	<p>別掲（「各試験研究機関共通項目」参照）</p>
<p>33 林業試験場の今後のあり方について</p> <p>研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で林業試験場の今後の運営は、効率性の追求、行政としての公正性、公平性の確保及び他の研究機関との連携強化が求められるものと思われる。</p>	<p>行政需要に対応した中長期計画に基づき、スピードアップと成果が発揮できる費用対効果に配慮した試験研究を行い、常に関係団体・生産者等の意見・情報を反映するとともに外部評価制度を有効活用した公正・公平な試験研究に努める。また、産学官による研究を促進するとともに他の県立試験研究機関とも連携を図り、効率的な運営管理を行う。</p>

**監査対象：群馬県農業技術センター**

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>1 単価契約における予定価格の設定について</p> <p>複写サービス単価契約について、予定価格は複写機設置場所別に単価として設定すべきところ、総額のみが設定されていた。(平成15年度)</p>	<p>平成16年度から複写サービス単価契約における予定価格調書に記載すべき単価は、複写機設置場所別に単価を記載した。</p>
<p>2 落札者が契約を締結しないため随意契約する場合の制限について</p> <p>指名競争入札の落札者が契約を辞退したため、随意契約に変更されたが、落札金額の制限内に相当していない。</p>	<p>落札者が契約を締結しないときは、落札金額の範囲内で複数業者から見積書を徴して契約の相手方を決定する。</p>
<p>3 研究経費の使用について</p> <p>随意契約における見積り合せ省略に関し県財務規則第190条第1項各号は例外的にこれを認めており、その1号に「予定価格が10万円未満の契約をするとき。」と規定されているが、運用にあたっては十分に検討することが求められる。</p>	<p>物品購入はまとめて発注し、県財務規則第190条第1項で例外的に認められている見積り合わせ省略は最小限にするよう徹底した。</p>
<p>4 決裁書類、契約書及び見積書等の日付の洩れについて</p> <p>契約事務で作成・入手される決裁書類、契約書、見積書及び請求書等の諸書類に日付の記載がないものが検出されたが、日付明記が必須であることを徹底されたい。</p>	<p>平成18年度から作成する書類には必ず日付を記入した。</p> <p>また、相手方から提出される書類にも必ず日付が記入されていることを確認するよう徹底した。</p>
<p>5 備品の現品確認について</p> <p>備品の現品確認は県財務規則第231条でも規定されており、規定に従い実施すべきである。</p>	<p>備品の現品確認は、平成18年8月中に実施した。今後は県財務規則の規定に基づき毎年8月中に実施する。</p> <p>また、現品確認時には所在の外、今後の使用の可否についても併せて確認し、使用見込のないものは不用の決議を行い、廃棄処分した。</p>
<p>6 備品整理票等の貼付洩れについて</p> <p>備品整理票が現品に貼付されていないと、備品管理台帳との突合をはじめとする現品の個別管理が不可能になる。現品への備品整理票の貼付は必ず履行される必要がある。</p>	<p>整理票の貼付洩れがあった備品は平成17年度に全て貼付した。</p> <p>また、備品確認の際は、備品整理票を確認した。剥がれたものは再度貼り付けるか直接備品に記入した。</p>

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>7 必要がなくなった物品について</p> <p>必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。</p>	<p>必要がなくなった物品の扱いについては、所内での利用意向確認の後、県立8試験研究機関の連絡会を通じ、管理換又は貸付の有無を検討した上で、不用な物品については県財務規則第226条（不用の決定）の規定により不用の決定を行う。</p> <p>また、不用決定後処分するまでの間、移動が可能な備品は、一か所にまとめて保管するなどの措置をとり、業務に支障を来さないように努める。</p> <p>指摘のあった不稼動物品については、平成18年5月に不用の決定を行った。</p>
<p>8 寄贈品について</p> <p>寄贈品の処理が適切に行われていない。寄贈された物品といえども、重要な財産であることに変わりはなく、有償取得財産同様の管理がされねばならない。</p>	<p>指摘のあった寄贈物品（ボール盤）については、使用見込がないので平成18年4月に処分した。</p> <p>寄贈物品については、備品に該当するものであれば物品寄付受入決議票により備品として受け入れ、備品管理台帳に登載し管理する。</p>

意見	改善措置
<p>1 執行伺書への契約条項案の添付等について</p> <p>執行伺書に契約条項案が添付されていない。また、業務委託契約書に再委託の禁止条項がないものがあった。</p>	<p>平成18年1月から執行伺書には契約条項案（又は契約書案）を作成し添付した。</p> <p>また、業務委託契約書には再委託禁止条項を加えた。</p>
<p>2 一般競争入札に付さない理由の明示について</p> <p>指名競争入札の場合に一般競争入札に付さない理由が執行伺書上明示されていない。</p>	<p>平成18年1月から執行伺書の契約方法欄に指名競争入札を行う理由を明示した。</p>
<p>3 売買契約書における目的物品の記載について</p> <p>物品購入契約の契約書上、目的物品について「仕様書のとおり」と記載されたケースで、仕様書ではメーカー、型式など機種特定されていない事例があった。</p>	<p>平成18年度から売買契約書に目的物品の特定がされていないものについては、メーカー、型式の記載を徹底した。</p>
<p>4 落札者決定におけるくじ引きの経過資料について</p> <p>指名競争入札で同一価格の入札者があった場合のくじの保存がなかった。</p>	<p>くじ引きを実施した場合は、くじ引きの事実が確認できるよう形が残るくじを作成し保管する。</p>
<p>5 高額物品の二者随意契約について</p> <p>購入価額1千万円前後の高額の機器等の購入にあたり、相手先二者特定しての随意契約の方法が適用されていたが、物品購入に際しての合議体制の見直しが望まれる。</p>	<p>物品購入は、県財務規則に基づき、原則、競争入札を行うこととし、随意契約を行う場合は、平成18年度から機種選定委員会において精査のうえ決定した。併せて、議事録を作成し保存した。</p>
<p>6 機器利用状況の把握について</p> <p>機器類の利用頻度を高めるために稼働実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否かが決定し、しかるべき手続を採る必要がある。</p>	<p>平成18年4月から重要物品について使用簿を整備した。</p> <p>著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況を検討し、今後も使用予定のないものについては、県立8試験研究機関の連絡会を通じ、管理換又は貸付の有無を検討した上で、廃棄の手続を行う。</p>
<p>7 県立試験研究機関内の備品の貸付手続について</p> <p>県立試験研究機関内の備品の貸付手続が適切に行われていない。</p>	<p>県の機関同士であっても物品の貸付に当たっては、借用書を徴収する。</p> <p>貸付手続が行われていなかった貸付備品（ヘイペラ）については、効率的な物品管理を行うため、平成18年3月に管理換を行った。</p>

意見	改善措置
<p>8 遊休不稼動建物等について</p> <p>現在、使用状況が十分でない古い建物や施設については、取り壊しも含めて今後の管理のあり方について早急に検討すべきである。</p>	<p>古くなり使われていない建物・施設については、備品の設置場所、資材置き場等として活用する。 活用出来ない古い建物・施設は取り壊しを含め、管理のあり方を検討する。</p>
<p>9 前橋研究拠点の農業機械器具保管庫の利用状況について</p> <p>展示されている過去の伝統的な農機具等の公開は不十分であり、検討が望まれる。</p>	<p>積極的な公開を図るため、平成18年度から農業技術センターホームページに伝統的農機具情報を載せるとともに農業技術センターの一般県民への公開時に展示した。 また、地域の伝統、食育等の意識を高める意味から、学校関係者等へ情報提供し利用を高める。</p>
<p>10 前橋研究拠点の格納庫の保安対策について</p> <p>前橋研究拠点の格納庫について、収納機械器具等の保安対策が不十分である。</p>	<p>平成18年3月に一部伸縮門扉を設置し、保安対策を施した。</p>
<p>11 火災共済付保状況について</p> <p>火災共済保険については、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかと思われる。</p>	<p>火災保険については、使われていない古い建物を整理し、火災リスクの大きい建物には付保する。</p>
<p>12 肥料の在庫たな卸について</p> <p>肥料等について実地たな卸が実施されていないが、たな卸資産の使用実績管理の観点から、実地たな卸の手続きは欠かせないものである。</p>	<p>平成18年度から肥料等の使用量と在庫量を定期的に記帳して管理した。</p>
<p>13 薬品等の管理状況について</p> <p>毒物・劇物や農薬取締法に指定されている多くの薬品を業務上取り扱っていることから、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。</p>	<p>「群馬県農業技術センター農薬安全管理規程」及び「群馬県農業技術センター試薬(毒物・劇物)安全管理規程」を平成18年4月に制定し、適切な管理に努めた。 施錠管理が不十分であった薬品戸棚については、平成18年4月から施錠出来る薬品戸棚とし、鍵管理の厳守を徹底した。</p>

意見	改善措置
<p>14 外部評価委員による外部評価について</p> <p>(1) 研究の外部評価については「群馬県農業研究機関における研究課題外部評価に関する指針」(以下「指針」という。)に規定されているが、事後評価が盛り込まれていない。</p> <p>(2) 研究が計画した内容で順調に推移していると農業技術センターが認めた研究については外部の委員による中間評価を省略している。</p> <p>(3) 指針によれば、試験研究の評価委員は3～5名程度を選任することになっているが、現実には評価委員を2名しか選任していないケースが散見される。</p>	<p>平成18年9月に「事前評価」、「中間評価」、「事後評価」を定めた「群馬県農業関係試験研究機関における研究課題外部評価要領」を制定した。</p> <p>中間評価は、3年以上の研究期間の課題について原則実施することとし、実施しない場合は農業技術推進会議企画部会への報告と承認を要することとした。</p> <p>また、研究評価会の評価委員は3名以上と定めた。</p> <p>同要領に基づき外部評価を行い、研究機関の透明性の確保に努める。</p>
<p>15 外部評価委員の評価基準について</p> <p>農業研究機関の研究で実施している外部評価について、研究課題では事前評価と中間評価を同じ評価基準を用いているが、評価の目的が異なるので、それぞれに基準を規定することが望ましい。</p>	<p>平成18年9月に「事前評価」、「中間評価」、「事後評価」を定めた「群馬県農業関係試験研究機関における研究課題外部評価要領」を制定し、各評価毎の評価基準、評価調書様式を定めた。</p>
<p>16 外部評価委員の評価書について</p> <p>研究課題についての外部委員の評価書は、農業技術センターでは、外部評価の実効性を損なう恐れがあるので改善する必要がある。</p>	<p>平成18年9月に「事前評価」、「中間評価」、「事後評価」を定めた「群馬県農業関係試験研究機関における研究課題外部評価要領」を制定した。</p> <p>同要領に各評価毎の評価基準、評価調書様式を定め、評価調書様式には、外部評価委員の意見を書き込めるコメント欄を設けた。</p>
<p>17 研究計画が数年に亘る場合の取扱いについて</p> <p>研究計画が数年に亘るものの場合、年度毎の具体的研究計画が記載されていないものがあるが、改善する必要がある。</p>	<p>試験研究の課題の決定から研究の進捗管理を定めた「群馬県農業研究課題化要領」に規定している試験研究概要様式を平成18年4月に改正し、年度毎の具体的な研究計画を記載するように改善した。</p>
<p>18 種苗の取扱いについて</p> <p>農業技術センターにおいては群馬県育成品種として品種登録している品種が相当数ある。種苗に関する規定である「海外優良種苗・遺伝資源導入事業関連の品種・系統等の取扱い要領」(平成7年4月1日策定)は、策定以来見直しがされていない。</p>	<p>県が育成した品種や登録した特許等の知的財産の有効活用について、平成18年度に「群馬県農産物知的財産検討委員会」を開催し、知的財産の取り扱い基本方針を策定する。</p> <p>「海外優良種苗・遺伝資源導入事業関連の品種・系統等の取扱い要領」は平成18年4月に改正した。</p>

意 見	改善措置
<p>19 研究成果の調査、分析について</p> <p>基礎研究と応用研究(実用化研究)では異なるが、応用研究の研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。また研究計画も、期待される効果について抽象的表現が多く、具体的な目標成果が掲げられていない。</p>	<p>平成18年度から、既に普及に移した技術・品種等のフォローアップセミナーを開催し、追跡調査を行った。</p> <p>研究成果の技術移転や技術の普及状況の評価については、平成18年9月に制定した「群馬県農業関係試験研究機関における研究課題外部評価要領」により対応する。金額評価についても可能なものは実施する。</p> <p>また、研究計画の期待される効果については、可能な限り具体的な目標成果を掲げるよう努める。</p>
<p>20 外部資金の導入について</p> <p>県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。</p>	<p>地域の公設試験研究機関として農業生産現場のニーズを踏まえ、農林水産省の競争的公募型の委託研究事業である「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」などの外部資金について積極的に活用する。</p>
<p>21 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について</p> <p>評議会(試験研究機関運営の諮問会)を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。</p>	<p>これまで実施してきた有識者を構成員とする農業関係試験研究有識者懇談会の開催方法を見直し、試験研究機関の運営管理をテーマとするなど諮問会としての機能を付与して対処する。</p> <p>また、従来から開催してきた運営会議は議事録を作成し、保存する。</p>
<p>22 人事面の施策について</p> <p>研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。</p>	<p>任期付研究員や選考採用等の活用、また、行政部門や他の研究機関との人事交流も図り、研究業務の活性化を図る。</p>
<p>23 研究職員の育成について</p> <p>研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。</p>	<p>独立行政法人の研修制度や県職員の大学院派遣制度を活用して人材育成に努める。</p>
<p>24 業務の効率化の追求について</p> <p>人件費の抑制にかかる施策として、嘱託・臨時職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。</p>	<p>農業関係試験研究の補助的作業については、嘱託・臨時職員の活用を中心に業務の効率化を図る。</p> <p>また、温室管理等の機械化・省力化についても併せて検討する。</p> <p>さらに、分析業務など、他機関への委託については費用対効果の観点から検討する。</p>



意見	改善措置
<p>25 試験研究における計画策定及び進捗管理について</p> <p>研究の進捗管理がグループ内においては、コミュニケーションレベル中心で行われているケースが多く、文書化が進んでいない。</p>	<p>グループにおける試験研究の進行管理は、ほ場面積を多く抱えるグループで、試験実施や作業面の年間計画、月間計画、週間計画などを書面で進捗管理しているが、その他グループも文書で研究の進捗管理を行う。</p>
<p>26 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について</p> <p>試験研究にかかった作業工数の把握が明確にされていない。作物の栽培など農業の特殊性はあるが、可能な限り計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。</p>	<p>近隣の農業関係試験研究機関の状況や先進県の取り組みを調査し、計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入について検討する。</p>
<p>27 光熱水費節減について</p> <p>光熱水費の節減努力は行っているが、さらに節減の検討をされたい。</p>	<p>循環型社会県庁行動プランを一層徹底するとともに、平成18年度から巡回調査を実施し、冷蔵庫や温室等の利用状況によっては一部を休止した。 また、前年度同期との比較・分析を行うことにより一層の経費削減を図る。</p>
<p>28 組織統合に伴う研究業務等の効率化について</p> <p>組織統合に伴う業務上の諸問題点につき、早急に解決することが必要である。</p>	<p>分散配置されている使用機器、作業機械等は、出来る限り相互に有効利用するよう努める。 研究業務等の効率化のために、前橋研究拠点は本所への統合に向けて努力する。</p>
<p>29 農産加工グループの業務内容について</p> <p>農産加工グループについては、その研究内容は必ずしも先端的な技術を伴うものではなく、農家及び農業団体に対する技術指導的なものが多いと思われ、研究目標の明確化を図る必要がある。</p>	<p>農産加工グループは、県内の主に農業者が運営する農産加工施設を対象とした技術開発を研究目標としており、当該開発技術の導入に必要な指導もあわせて行うこととしている。 更に、先端的な研究が必要な場合には、民間企業や大学等との連携により推進する。</p>
<p>30 作物育種グループにおける米麦大豆の種子生産事業について</p> <p>作物育種グループにおける米麦大豆の種子生産事業について、作業的業務に従事する人員をより有効的に活用するための検討が望まれる。</p>	<p>米麦大豆の原種生産業務については、主要農作物種子法に基づいて、県が責任を持って行うこととされているが、今後は同業務のあり方を含め効率的な運営方法について検討する。</p>

意見	改善措置
<p>31 高冷地野菜研究センターの研究業務について</p> <p>高冷地野菜研究センターの研究業務は、キャベツに関する病害虫防除対策、品種育成及びその肥料に関する研究課題が主要なものであるが、キャベツ以外の野菜の研究も少ない状況にあり、見直しが求められる。</p>	<p>高冷地野菜研究センターの試験研究課題については、地元農家及び農業関係者の意向を確認し設定してきたが、今後は地元と協議して試験研究課題の設定範囲を広げる。</p>
<p>32 行政コスト計算書の活用について</p>	<p>別掲（「各試験研究機関共通項目」参照）</p>
<p>33 研究課題別原価計算について</p> <p>研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。</p>	<p>研究課題ごとに職員の従事割合等を考慮して、コスト管理ができるよう検討する。</p>
<p>34 研究成果の普及について</p> <p>研究成果の迅速な普及は今後ますます取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。</p>	<p>平成18年度からは普及組織と連携したフォローアップセミナーを開催し、研究員が成果について直接解説する事業を開始した。</p> <p>また、ホームページ等広報媒体を有効活用し、県内農業者が不利益を被らないよう情報を精査した上で、研究成果の掲載内容充実に努める。</p>
<p>35 県立8試験研究機関の連携強化について</p>	<p>別掲（「各試験研究機関共通項目」参照）</p>
<p>36 農業技術センターの今後のあり方について</p> <p>研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で、農業技術センターの今後の運営は、効率性の追求、行政としての公正性、公平性の確保及び他の研究機関との連携強化が求められると思われる。</p>	<p>研究の効率化を心がけ、平成18年3月に策定した「ぐんま農業研究基本計画」を着実に実行し、県農業の維持発展に中核的な役割を果たす。</p> <p>また、食の安心・安全、農業の多面的機能に関する技術開発等を通して、県民生活の向上に役立てる。</p> <p>コストを意識した業務の効率化と経費の節減に努め、人事・組織・予算の各面で効率的な試験研究を推進する。</p> <p>具体的には、外部資金の導入、有識者懇談会や農業研究サポーターなどを活用した県民の意見集約、研究職員の研修のほか、適正な人事配置等を更に進める。</p> <p>県民ニーズを反映した真に役立つ品種や技術の開発を推進するため、研究課題や研究成果について外部評価を受けるとともに、情報発信の機能を強化する。</p> <p>県立8試験研究機関での関連する研究分野の共同研究推進や情報共有化を推進するとともに、人事交流を含む連携を強化する。</p>

**監査対象：群馬県畜産試験場**

<b>監査結果&lt;指摘事項&gt;</b>	<b>改善措置</b>
<p>1 必要がなくなった物品について</p> <p>必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。</p>	<p>指摘のあった物品については、平成17年8月と平成18年1月に不用の決定を行った。 今後は、不用決議を徹底する。</p>

意見	改善措置
<p>1 指名人選定の方法について</p> <p>飼料購入単価契約では指名人の応札辞退が多く見受けられる。中には、10件以上の契約で指名に対して全件辞退しているケースもあり、指名人の選定方法について検討する必要がある。</p>	<p>平成17年度から家畜の種類毎に飼料取り扱い業者を詳細に確認し、指名人を選定した。</p>
<p>2 予定価格と応札価格との乖離について</p> <p>平均落札率が低下傾向にあることは望ましいが、予定価格と応札価格全般との乖離が広がっている点に、若干懸念が残る。</p>	<p>飼料購入は、穀物相場や輸送運賃等の情報を調査し、精度の高い積算に努める。</p>
<p>3 随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について</p> <p>随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例が見受けられた。</p>	<p>1者随意契約においては、平成17年10月から見積合せの省略理由を詳細に明記した。</p>
<p>4 予定価格と落札価格の一致事例について</p> <p>随意契約において予定価格＝契約価格となる事例が多く発生している。契約事務の厳正公平さを保つ観点、コスト削減の観点からも、手続きの厳守に留意する必要がある。</p>	<p>平成17年10月から予定価格の積算にあたっては、市場価格など最新情報の収集を行い適正な予定価格設定に努めた。</p> <p>また、指名人の選定にあたっては「畜産試験場指名競争入札指名人選定委員会設置運営要領」に基づく指名委員会で慎重に対応する。</p>
<p>5 備品の購入について</p> <p>備品の購入の意思決定については、今後の使用見込み及び性能等を検討して、慎重に行うべきであり、それらの検討過程を書面で作成・保管すべきである。</p>	<p>備品購入の必要性、緊急性及び利用頻度等の検討については、平成17年10月から予算要求時、予算執行時の場長ヒアリング及び畜産試験場運営会議における協議過程を書面で作成して保管した。</p>
<p>6 機器利用状況の把握について</p> <p>機器類の利用頻度を高めるために稼働実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を採る必要がある。</p>	<p>平成17年10月に使用簿の不備なものについては、整備して記帳した。</p> <p>また、機器の使用実績等により、有効利用等を更に検討し、著しく使用頻度の低い機器は廃棄する。</p>

意見	改善措置
<p>7 遊休不稼動建物等について</p> <p>現在使われていない古い建物・施設については、取り壊しも含めて、今後の管理のあり方について早急に検討すべきである。</p>	<p>旧建物・施設については、早急に取り壊すように努める。取り壊しまでは、事故等がないように適切に管理する。</p>
<p>8 火災共済付保状況について</p> <p>火災共済保険については付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。</p>	<p>平成18年度加入にあたっては、付保建物の見直しを行い、これまでの付保建物のほか評価額1億円以上の建物については全て加入した。</p>
<p>9 薬品等の管理状況について</p> <p>毒物・劇物に指定されている多くの薬品を業務上取り扱っていることから、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。</p>	<p>管理の不備があった一部の薬品類は、平成17年10月から「群馬県畜産試験場化学物質環境安全管理要綱」に基づき適正管理を徹底した。</p>
<p>10 種豚の払下げ価格について</p> <p>種豚の払下げ価格は、毎年同一価格である。</p>	<p>平成18年度からは、種豚の生産コストを積算して払下げ価格を決定した。 また、価格については、毎年見直しを行い決定する。</p>
<p>11 和牛受精卵の払い下げ価格について</p> <p>和牛受精卵の払い下げ価格は他の販売機関と異なっている。また、聞き取りによると少なくとも畜産試験場の払い下げ価格は昭和63年から一度も変えられていない。正規の原価計算を行い適切な価格設定をすることが必要である。</p>	<p>平成18年度からは、和牛受精卵の生産コストを積算して払下げ価格を決定した。 また、価格については、毎年見直しを行い決定する。</p>
<p>12 外部評価委員による外部評価について</p> <p>研究の外部評価については、「群馬県農業研究機関における研究課題外部評価に関する指針」に規定されているが、事後評価が盛り込まれていない。</p>	<p>平成18年9月に「事前評価」、「中間評価」の他、「事後評価」を定めた「群馬県農業関係試験研究機関における研究課題外部評価要領」を制定した。 同要領に基づき外部評価を行い、研究機関の透明性の確保に努める。</p>
<p>13 外部評価委員の評価基準について</p> <p>農業研究機関の研究で実施している外部評価について、研究課題では事前評価と中間評価を同じ評価基準を用いているが、評価の目的が異なるので、それぞれに基準を規定することが望ましい。</p>	<p>平成18年9月に「事前評価」、「中間評価」の他、「事後評価」を定めた「群馬県農業関係試験研究機関における研究課題外部評価要領」を制定し、各評価毎の評価基準、評価調書様式を定めた。</p>

意見	改善措置
<p>14 外部評価委員の評価書について</p> <p>研究課題についての外部委員の評価書は、畜産試験場では独自の書式があるが、簡易すぎるので改善する必要がある。</p>	<p>平成17年10月の事前評価から書式を改善して、評価結果の理由・意見等を新たに記載する欄を設けるとともに、議事録を作成した。</p> <p>さらに、平成18年9月に「事前評価」、「中間評価」の他、「事後評価」を定めた「群馬県農業関係試験研究機関における研究課題外部評価要領」を制定し、それぞれに評価基準、評価調書様式を定めた。</p> <p>評価調書様式については、外部評価委員の意見を書き込めるコメント欄を設けた。</p>
<p>15 農業推進会議専門部会について</p> <p>農業推進専門会議専門部会についてメモは残っているが、議事録が残されていない。</p>	<p>平成17年10月開催の農業推進会議専門部会から議事録を作成し、出席代表者の校閲後保管した。</p>
<p>16 吾妻肉牛繁殖センターの研究評価及び活用について</p> <p>吾妻肉牛繁殖センターは、和牛の簡易後代検定試験および販売用受精卵の採取に関連した試験が主な業務になっている。これまで後者については畜産試験場の関係グループと協力して有用な試験成績が報告されているが、前者については報告書としてまとめられていない。</p>	<p>和牛の簡易後代検定試験の概要は、業務年報及び研究成果発表会で報告してきたが、平成17年度成績から定期的に研究報告書に取りまとめて公表する。</p>
<p>17 研究成果の調査、分析について</p> <p>基礎研究と応用研究(実用化研究)では異なるが、応用研究の研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。また研究計画も、期待される効果について抽象的表現が多く、具体的な目標成果が掲げられていない。</p>	<p>研究成果の技術移転や技術の普及状況の評価については、平成18年9月に制定した「群馬県農業関係試験研究機関における研究課題外部評価要領」により対応する。</p> <p>研究成果の金額評価については、実施方法について検討する。</p> <p>試験研究における予定成果の具現化や数値目標については、平成18年度試験研究課題設計書や「群馬県農業研究課題化要領」に基づく平成18年度試験研究計画概要書に記載した。</p>
<p>18 外部資金の導入について</p> <p>県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。</p>	<p>農林水産省の競争的公募型の委託研究事業である「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」などの外部資金の獲得に更に努力し、積極的に活用する。</p>

意見	改善措置
<p>19 評議会（試験研究機関運営の諮問会）の必要性について</p> <p>評議会（試験研究機関運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。</p>	<p>これまで実施してきた有識者を構成員とする農業関係試験研究有識者懇談会の開催方法を見直し、試験研究機関の運営管理をテーマとするなど諮問会としての機能を付与して対処する。</p> <p>また、従来から開催してきた運営会議は平成17年10月から議事録を作成し、保存した。</p>
<p>20 人事面の施策について</p> <p>研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。</p>	<p>中長期的に研究の成果をあげるためには、試験研究機関が持つ特性に留意しつつ、研究職員の在職年数に配慮するなど適正な人員配置に努める。</p> <p>また、研究活動及び研究組織の活性化のため、今後も任期付研究員制度や民間研究者の活用等を検討する。</p>
<p>21 研究職員の育成について</p> <p>研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。</p>	<p>不足する技術・知識の習得については、独立行政法人、民間及び大学等への研修により研究職員としての質的向上を図る。</p>
<p>22 業務の効率化の追求について</p> <p>人件費の抑制にかかる施策として、嘱託・臨時職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。</p>	<p>業務の調査・分析により作業工程の見直しや工夫等を行う。更に嘱託・臨時職員の活用やアウトソーシング化、機械化・省力化等について検討する。</p>
<p>23 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について</p> <p>試験研究にかかった作業工数の把握が明確にされていない。研究分野の特殊性はあるが、可能な限り計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。</p>	<p>近県の農業関係試験研究機関の状況や先進県の取り組みを調査し、計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入について検討する。</p>
<p>24 光熱水費節減について</p> <p>光熱水費の節減努力は行っているが、さらに節減の検討をされたい。</p>	<p>午前8時30分の一斉点灯や昼休みの消灯など極力無駄を省き節減に努めるほか、電気使用料警報システムの設置等についても検討する。</p>
<p>25 行政コスト計算書の活用について</p>	<p>別掲（「各試験研究機関共通項目」参照）</p>

意見	改善措置
<p>26 研究課題別原価計算について</p> <p>研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。</p>	<p>効率的な試験研究の実施のために研究課題別原価計算の導入について検討する。</p>
<p>27 研究成果の普及について</p> <p>研究成果の迅速な普及は今後ますます取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。</p>	<p>研究成果の公表としては試験研究報告書、普及に移しうる技術(冊子)、ホームページの公開及びパネル展示など種々の媒体を活用し実施してきた。          今後は、ホームページの情報更新や内容充実を積極的に進め、研究成果の情報を幅広く迅速に発信する。</p>
<p>28 県立8試験研究機関の連携強化について</p>	<p>別掲(「各試験研究機関共通項目」参照)</p>
<p>29 畜産試験場の今後のあり方について</p> <p>研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で畜産試験場の今後の運営は 効率性の追求、行政としての公正性、公平性の確保及び 他の研究機関との連携強化が求められると思われる。</p>	<p>限られた研究資源を有効活用して、「ぐんま農業研究基本計画」に基づき、変革に対応できる利用者本位の質の高い研究を進める。          コストを意識した研究の重点化や業務の簡素化・省力化を進めるとともに人事・組織・予算など各面での効率的かつ効果的な試験研究を推進する。          具体的には、外部資金の導入、有識者懇談会や農業研究サポーターなどを活用した県民の意見集約、研究職員の研修のほか在職年数に配慮した適正な人事配置などを進める。          研究の立案から成果普及までの一連の過程において、研究の透明性や客観性、費用対効果、結果責任や説明責任などについて適切に運用する。          具体的には、研究の事後評価は「群馬県農業関係試験研究機関における研究課題外部評価要領」に基づき実施するほか、「畜産試験場研究課題検討要領」に基づく事後検討や事後評価を実施して研究の有益性を検証する。成果の普及はホームページの積極活用や充実を進め、成果情報を幅広く迅速に発信する。          県立8試験研究機関との研究連携を積極的に進めるとともに、特に共通関連研究に当たっては人事交流を含めた連携強化を進める。          具体的には、研究連携のための試験研究用機器データベースや電子メール等を利用した各種情報の交換と共有等を通じ連携強化を進める。</p>



監査対象：群馬県立群馬産業技術センター

意見	改善措置
<p>1 入札準備検討委員会について</p> <p>1者のみの入札により導入した機器等があった場合について、「産業技術センター入札準備検討委員会設置要綱」は、1年以内にその機器等に係る研究又は指導等の実績を検討すべきことを規定しているが、現状はその報告や検討がなされていない。</p>	<p>平成17年度から、要綱の規定どおり9月・3月の年2回、機器の使用状況を業務会議（毎週開催）で報告した。</p>
<p>2 見積書及び請求書等の日付の洩れについて</p> <p>機器等の購入先から入手する見積書、請求書に日付がないものが散見される。</p>	<p>平成18年度から機器等の購入先に対し、見積書・請求書等の帳票における提出日等の日付の記入について指導徹底した。</p>
<p>3 執行伺書への契約条項案の添付等について</p> <p>執行伺書に契約条項案が添付されていない。また、業務委託契約書の再委託の禁止条項がないものがあった。</p>	<p>平成18年度から執行伺に契約条項案を添付するよう改めた。また、再委託の禁止条項については、合理的な理由がある場合を除き、執行伺当初から契約条項案に加えるよう改めた。</p>
<p>4 備品の購入に係る整備機器要望調査票の改善について</p> <p>機器備品等の要求部門から提出される整備機器要望調査票の改善が望まれる。</p>	<p>平成18年6月から整備機器要望調査票に「既存類似設備の今後の利用見込み」の記入欄を設け、類似設備がある場合には記入するよう改めた。</p>
<p>5 他機関からの預かり資産について</p> <p>他機関からの預かり資産については、明確な峻別管理が必要である。</p>	<p>平成18年4月に、他機関からの預かり資産については、「物品預り証」を発行し、預かり資産の管理は一覧表を作成して管理する「物品の預かりに関わる取扱要領」を制定した。</p>
<p>6 施設の利用促進について</p> <p>産業技術センターには研修室、会議室等外部への開放施設があるが、その利用状況は十分とは言い難い。これら施設の利用を促進するような施策が求められる。</p>	<p>研修室等の開放施設の利用率を高めるためホームページやメールマガジン、技術相談等でセンターに来所した企業を通して積極的に利用を促してきた。今後、さらにPRに力を入れるとともに、インターネット上での空き状況の照会、予約等の機能を拡充させることにより利用率向上に努める。</p>
<p>7 旧工業試験場跡地の有効利用について</p> <p>旧工業試験場跡地は現在、未利用の状態となっているが、地元の地域振興、企業の振興につながるよう、早期に抜本的な利活用策を決定することが望まれる。</p>	<p>当該地は、前橋市から市有地と県有地との交換要望等があり、市有地にある県有施設敷地等との交換協議をすすめた結果、平成18年10月に交換契約が成立し、前橋市有地となった。</p>

意見	改善措置
<p>8 火災共済付保状況について</p> <p>火災共済保険については、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかと思われる。</p>	<p>他の行政機関と比べて、高額な建物・設備及び機器を多数保有していることを勘案し、火災保険の付保について検討する。</p>
<p>9 薬品等の管理状況について</p> <p>毒物・劇物に指定されている多くの薬品を業務上取り扱っていることから、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。</p>	<p>平成18年1月、6月に薬品の在庫調査と保管状況の点検等を実施し、従来の毒物の薬品管理簿に加えて劇物についても薬品管理簿の整理を行った。</p>
<p>10 受託研究における受託料の積算について</p> <p>受託研究の場合、研究に掛かる費用を規定に従って積算して受託料を個別に設定することとされているが、機器使用料が設定されていない機器については算出基礎に明示していなかったため、曖昧な文言を解釈することになり、その結果光熱水費の扱いに一部統一されていない処理が見られた。</p>	<p>平成17年12月に「産業技術センター受託研究実施要綱」の受託料の算定基準を改正し、受託料を適切に積算するよう徹底した。</p>
<p>11 受託研究における受託料の算定方法の見直しについて</p> <p>受託料に含まれる人件費は給与をベースに計算しているが、人件費には給与以外の費用もあるため、利用者への適正な負担はどうあるべきか、常に見直しをしていくことが望まれる。</p>	<p>人件費の算定基礎に各種手当、共済費等を含めることについては受託研究が短期間の研究であることを勘案し検討する。</p>
<p>12 プロジェクト研究課題の選定及び評価制度の確立について</p> <p>プロジェクト研究課題の必要性、有効性等に関する評価プロセスを確立されたい。</p>	<p>研究課題の選定及び評価については、内部での評価結果を外部の委員による評議会に報告し、客観的な立場から多角的に研究課題の必要性、有効性について評価を受け、研究課題の検討過程の明確化に努めた。</p>
<p>13 研究成果の調査、分析について</p> <p>研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。</p>	<p>研究成果の経済効果を客観的に評価する方法等について検討を行い、公表した。</p>
<p>14 特許の取扱について</p> <p>特許の出願状況と特許による収入について</p>	<p>平成17年10月に特許収入の確保を目的に「産業技術センター知的財産権取扱要領」を制定した。</p>

意見	改善措置
<p>15 外部資金の導入について</p> <p>県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。</p>	<p>平成18年5月に策定した第二期中長期計画（平成18年～平成22年）において、研究開発の目標として競争的外部資金の獲得目標額、受託収入の目標額を掲げており、積極的に外部資金の導入に努める。</p>
<p>16 人事面の施策について</p> <p>研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。</p>	<p>行政部門や研究機関との人事交流を図り、行政ニーズに的確に対応できる人材育成に努める。</p>
<p>17 業務の効率化の追求について</p> <p>人件費の抑制にかかる施策として、嘱託・臨時職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。</p> <p>また、依頼試験の中には需要が殺到し、予約が1ヶ月以上入っている業務もあるが、業務の迅速化を検討する必要がある。</p>	<p>業務量の時期的な変化に対応するため、短期間の臨時職員の雇用等により、より効率的な業務運営に努める。</p> <p>また、依頼試験業務の迅速化を図るため、平成18年度から時間外料金の設定及び機器導入による試験室の整備を行った。</p>
<p>18 行政コスト計算書の活用について</p>	<p>別掲（「各試験研究機関共通項目」参照）</p>
<p>19 研究課題別原価計算について</p> <p>研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。</p>	<p>研究課題別原価計算の導入については、コスト項目等の基準を明確にしたコスト計算方法の確立が必要なことに加え、費用と効果を対比するため、研究成果の金額評価方法を確立する必要があることに留意し、その有用性について検討する。</p>
<p>20 県立8試験研究機関の連携強化について</p>	<p>別掲（「各試験研究機関共通項目」参照）</p>
<p>21 産業技術センターの今後のあり方について</p> <p>研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で産業技術センターの今後の運営は、効率性の追求、行政としての公正性、公平性の確保及び他の研究機関との連携強化が求められると思われる。</p>	<p>平成18年5月に第二期中長期計画を策定し、積極的な外部資金の導入など戦略的運営を図った。</p> <p>また、依頼試験業務の迅速性を図るため、平成18年度から時間外料金の設定及び機器導入による試験室の整備を行った。</p> <p>外部の委員による評議会等を活用し、研究課題の選定等における客観的評価及び研究課題の検討過程の明確化等に努める。</p> <p>平成16年4月に新政策課内に設置した科学技術振興室を中心として、県立8試験研究機関の連携強化を積極的に進める。</p>

**監査対象：群馬県繊維工業試験場**

監査結果（指摘事項）	改善措置
<p>1 必要がなくなった物品について</p> <p>必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。</p>	<p>指摘があった使用不能の物品については、平成18年8月に不用の決議を行った。</p> <p>また、必要がなくなった物品については、今後の研究課題や最新の機器情報等に基づく使用可能性、他の試験研究機関での利用、企業への売却等を検討した上で、不用の決議を行い、廃棄処分する。</p>

意見	改善措置
<p>1 同一業者の連続落札について</p> <p>毎年契約される冷暖房設備保守点検業務委託は指名人が限定されている結果、実質的に競争入札の実効性に乏しい。</p>	<p>平成18年度は、新たな業者を指名人に加えて入札を執行した。今後も新たな業者の把握に努め、指名業者の多様化を図ることにより、競争性を高め、公正かつ適正な指名競争入札を執行する。</p>
<p>2 業務委託契約書の再委託禁止条項について</p> <p>業務委託契約書に再委託の禁止条項がないものがあった。</p>	<p>平成18年度から再委託を認める合理的理由がない業務委託については、契約書に再委託禁止条項を加えた。</p>
<p>3 入札手続書類の保存について</p> <p>指名人への入札執行通知書の控えが保管されていなかった事例があった。</p>	<p>平成18年度から入札に関する手続き書類については、複数の職員による内部チェックを行い、確実に保管するよう徹底した。</p>
<p>4 契約条件の変更について</p> <p>入札時に示された納期限より契約書の納期限が延長されていた事例があったが、入札時に示された条件は変更できないことを徹底するべきである。</p>	<p>平成18年度から納期限については、物品購入の発議段階で十分検討した上で決定し、入札後の条件変更は行わないよう徹底した。</p>
<p>5 備品の現品確認の記録保存について</p> <p>備品の現品確認は県財務規則第231条でも規定されており、その実施状況については記録を残す必要がある。</p>	<p>平成17年9月から備品の現品確認の実施記録を保存するよう改善した。</p>
<p>6 機器利用状況の把握について</p> <p>機器類の利用頻度を高めるために稼働実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否かが決定し、しかるべき手続を採る必要がある。</p>	<p>使用簿が不備であった機器については、平成18年度から使用管理簿を備え付け、使用記録をとるよう改善した。また、使用頻度が低い機器については、研究課題や最新の機器情報に基づく使用可能性、他の試験研究機関での利用、企業への売却等を検討した上で、廃棄あるいは売却、管理換等の手続を行う。</p>
<p>7 情報・技術交流センターの利用状況について</p> <p>情報・技術交流センターは昭和40年建築の鉄筋コンクリート造りで老朽化が著しく、利用状況も十分とは言えない。廃止を含めてその利用方法を再考する必要があると思われる。</p>	<p>今後の利用方法については、産地業界の意見、要望を聞き、平成18年度に設置する評議会の意見、評価等を踏まえた上で決定する。</p>

意見	改善措置
<p>8 火災共済付保状況について</p> <p>火災共済保険については、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかと思われる。</p>	<p>火災リスクは他の行政機関に比べて大きい状況にあると考えられるため、重要な機器や貴重な資料を所有していることに留意し、火災共済への加入を検討する。</p>
<p>9 受託研究における受託料の積算について</p> <p>受託研究の場合、研究にかかる費用を規定に従って積算して受託料を個別に設定することとされているが、積算が規定に従って行われているとは言い難い事例があった。</p>	<p>平成18年度から「繊維工業試験場受託研究実施要綱」の受託料算定基準に基づき積算するよう徹底した。</p>
<p>10 受託研究における受託料の算定方法の見直しについて</p> <p>受託料に含まれる人件費は給与をベースに計算しているが、人件費には給与以外の費用もある。利用者との適正な負担はどうあるべきか、常に見直していくことが望まれる。</p>	<p>人件費算定基礎に各種手当、共済費等を含めることについては、受託研究が短期間の研究であることを勘案し検討する。</p>
<p>11 県外企業等に対する受託料設定について</p> <p>受託料の設定は県外企業等と県内企業等と区別されていないが、試験場が県の予算により運営されていることを考慮すると格差を設けることが適当であると考えられる。</p>	<p>平成18年度から県外企業利用者の試験手数料は、県内企業利用者の5割増しとした。これに準じて受託料に含まれる設備使用料の算定に関して、県外企業利用者は5割増しとした。人件費等の項目も含めて、他の試験研究機関の状況を調査し、適切な受託料を設定する。</p>
<p>12 研究課題の選定および評価制度の確立について</p> <p>研究課題の必要性、有効性等に関する評価プロセスを確立されたい。</p>	<p>研究課題の選定及び評価については、内部の評価結果を外部の委員で構成する評議会において、客観的な立場から多角的に研究課題の必要性及び有効性について検討を行い、研究の進行管理や成果に対する適正な評価を行う。</p>
<p>13 研究成果の調査、分析について</p> <p>研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。</p>	<p>平成18年度から企業アンケートを実施し、売上への効果を金額ベースで把握するよう努める。 また、他の試験研究機関と連携し、研究成果の経済効果を客観的に金額評価する方法等について検討を行い、公表の実現に努める。</p>

意見	改善措置
<p>14 中長期計画について</p> <p>現時点では、中長期計画は策定されていない。繊維工業試験場の設置目的を達成するためにはある程度中長期的な基本方針や基本戦略が不可欠である。</p>	<p>産地業界の意見、要望及び外部の委員で構成する評議会の意見、評価等を踏まえ、当試験場のあり方や県の試験研究機関としての位置付けを検討し、中長期計画を策定する。</p>
<p>15 外部資金の導入について</p> <p>県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。</p>	<p>平成18年度から当試験場の研究技術や開発能力を広く産学界にPRし、共同研究や受託研究の機会を増やし、また、競争的外部資金に多数応募する等、積極的に外部資金の導入に努めた。</p>
<p>16 評議会（試験研究機関運営の諮問会）の必要性について</p> <p>評議会（試験研究機関運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。</p>	<p>平成18年度に外部の委員で構成する評議会を設置し、場の運営管理や研究課題について、客観的な視点から広く検討する。</p>
<p>17 人事面の施策について</p> <p>研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。</p>	<p>人材育成という観点から、研究員の民間企業での研修、行政部門との交流を検討し、活性化に努める。 また、研究人材の充実を図るため、採用選考を実施し、企業等での実務経験を有する即戦力の研究員を採用するほか、任期付研究員制度を活用し、その時代の研究課題に対応できる研究員を採用する。</p>
<p>18 研究職員の育成について</p> <p>研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。</p>	<p>県職員の大学院派遣制度を活用し、研究職員の質的向上を図る。 また、研究員にとって最も基本となる技術、ノウハウを学ぶため、職場内研修や職場外研修を計画的に行い、繊維関係の基礎をしっかりと身につけられるシステムを整備するよう努める。</p>
<p>19 業務の効率化の追求について</p> <p>人件費の抑制にかかる施策として、嘱託・臨時職員の活用等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。</p>	<p>定型的で機械的処理が可能な作業工程については、平成18年度に処理マニュアルを作成し、嘱託職員が行っても適正かつ効率的に遂行できるよう改善した。また、外部委託できるものは委託処理し、業務の効率化を行うよう改善する。</p>
<p>20 試験研究における計画策定及び進捗管理について</p> <p>研究の進捗管理がグループ内においては、コミュニケーションレベル中心で行われているケースが多く、文書化が進んでいない。</p>	<p>平成18年度から研究課題毎に計画策定及び進捗状況管理表を作成し、研究過程での議論、指導、改善点等について文書化し保存するよう改善した。</p>

意見	改善措置
<p>21 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について</p> <p>試験研究にかかった作業工数の把握がされていないので、計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。</p>	<p>平成18年度から依頼試験に関しては標準的な作業工数を把握し、研究課題については進捗状況管理表を作成し、人的、物的工数の計画と実績を対比記録することにより時間管理、コスト管理を行うよう改善した。</p>
<p>22 光熱水費節減について</p> <p>光熱水費の節減努力は行っているが、さらに節減の検討をされたい。</p>	<p>デマンド監視装置を設置し、小まめな機器操作管理を徹底することにより、電力使用量を抑制し経費節減を図る。</p>
<p>23 行政コスト計算書の活用について</p>	<p>別掲（「各試験研究機関共通項目」参照）</p>
<p>24 研究課題別原価計算について</p> <p>研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。</p>	<p>研究課題別原価計算の導入については、費用と効果を対比するために、研究成果の金額評価方法を確立する必要があることに留意し、検討する。</p>
<p>25 研究成果の普及について</p> <p>研究成果の迅速な普及は今後ますます取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。</p>	<p>新聞紙面上での研究成果の発表や当試験場ホームページ上での研究成果の掲載に加えて、研究成果集の冊子を作成し、産業界への配布及び説明等、普及活動を強化する。</p>
<p>26 県立8試験研究機関の連携強化について</p>	<p>別掲（「各試験研究機関共通項目」参照）</p>
<p>27 繊維工業試験場の今後のあり方について</p> <p>研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で繊維工業試験場の今後の運営は効率性の追求、行政としての公正性、公平性の確保及び他の研究機関との連携強化が求められると思われる。</p> <p>また、施設・設備の老朽化問題及び県内繊維産業の衰退と繊維工業試験場の存在意義の見直しも今後検討すべき課題である。</p>	<p>今後の繊維工業試験場運営における効率性の追求として、学界及び産業界の有識者で構成する評議会の設置、中長期計画の策定、外部資金の積極的な導入、業務における外部委託の推進等を図る。行政としての公正性、公平性の確保として、研究課題の評価プロセスの確立、研究課題別原価計算の導入について検討する。他の研究機関との連携強化として、「県立8試験研究機関の連絡会」等で情報交換を行い、他の研究機関との共同研究の可能性を検討する。老朽化している施設・設備については、来場者へのサービス低下とならぬよう計画的に改修を行う。繊維工業試験場の存在意義の見直しとしては、産業界の意見、要望及び評議会の意見等によりニーズを正確に把握し、試験場内に設置する繊維工業試験場ビジョン検討委員会において、産業界に対する有効かつ効率的な支援体制を検討する。</p>



## 県として検討すべき項目

意 見	改善措置
<p>地方独立行政法人化に向けて県として検討すべき方向性の提言について</p> <p>地方独立行政法人制度の趣旨は、より効果的かつ効率的な行政サービスを提供することにあり、試験研究業務にこの制度導入を選択肢に入れて検討されたい。</p>	<p>地方独立行政法人制度の活用にあたっての課題や留意点等を整理し、各対象機関について具体的な検討を進めていくため、平成18年9月に「地方独立行政法人制度の活用に関する指針」を策定した。</p> <p>今後、同指針に基づき、地方独立行政法人制度の特徴やメリットが、各対象機関の改革を推進し、さらなる発展に結び付けていく上で有効な手段となり得るか検討する。</p>

## 各試験研究機関共通項目

意見	改善措置
<p>行政コスト計算書の活用について</p> <p>各試験研究機関の運営の効率性、経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義による全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、活用されるべきである。</p>	<p>現在作成している行政コスト計算書は、県全体のもののほか目的別のレベルまで作成しているが、さらに部署別、機関別まで作成することについての効果、手法等を研究する。</p>
<p>8 試験研究機関の連携強化について</p> <p>貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。</p> <p>具体的な連携の例として次の項目を検討されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 重複分野の共同化</li> <li>(2) 関連する分野の共同化</li> <li>(3) 各種情報の共有化</li> <li>(4) 県立 8 試験研究機関間の人事交流の促進</li> </ol>	<p>平成 16 年 4 月に新政策課内に設置した科学技術振興室を中心として、県立 8 試験研究機関（以下「公設試」という）の連携強化や大学・企業との共同研究等を積極的に進めており、今後さらに積極的に連携強化を図る。</p> <p>具体的な取組は次のとおり。</p> <p>(1) 重複分野の共同化については、平成 17 年度、バイオに関する合同研究会を設置し講演会を開催して、研究成果普及と県内バイオ関係研究者の交流を図った。今後も、共同化が可能な部分（遺伝子解析等）について、合同研究等の取組による研究開発の効率化、高度化を目指す。</p> <p>(2) 関連する分野の共同化については、さらなる連携強化を図るために、産学官や公設試間の共同研究を推進する。共同研究のコーディネートや情報提供を行うとともに、公設試のコーディネート機能の向上を図る。</p> <p>(3) 各種情報の共有化については、「県立 8 試験研究機関の連絡会」「合同研究成果発表会」「試験研究機関情報交換掲示板」等で情報共有を図っており、平成 18 年度、新たに「県試験研究機関研究員データベース」を設置した。また、公設試等の産学官の共同研究成果をとりまとめた「ぐんまの試験研究機関の成果公式ガイド」を平成 18 年 7 月に発行した。今後も「試験研究機関情報交換掲示板」の積極的な活用等により、更なる情報の共有化を図る。</p> <p>(4) 県立 8 試験研究機関間の人事交流については、平成 18 年度、水環境等の共通する研究分野において行った。人事交流は知識や視野の拡大につながり、研究の活性化、新機軸の開発に有効であることから、今後も積極的に推進する。</p>